

救急搬送における選定療養費の徴収を開始します

本県の救急医療の現状

▶救急車の要請に対し、救急隊は原則搬送することとされており、**搬送を拒否することはできません。**

▶一方で、救急搬送件数を見ると、近年、増加傾向にあり、令和5年(2023年)は14万件を超え、過去最多を更新しましたが、その6割以上が**一般病床数200床以上の病院に集中**し、うち約半数は軽症患者が占め、中には**緊急性の低いケース**も見受けられます。

▶さらに、本年4月からの医師の時間外労働の上限規制強化の影響もあり、**今後、救急医療現場の更なるひっ迫が懸念**される状況となっています。

このままの状況が続くと…

▶真に救急医療を必要とする緊急性の高い患者に医療を提供できず、

救える命が救えなくなる事態が懸念されます。

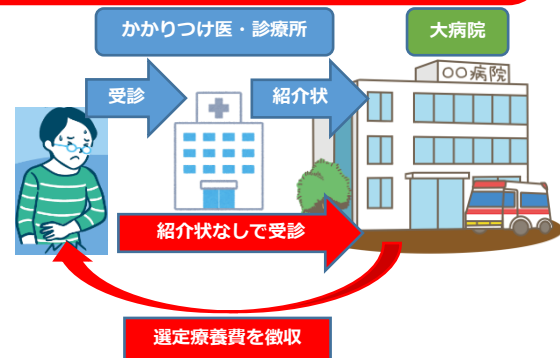
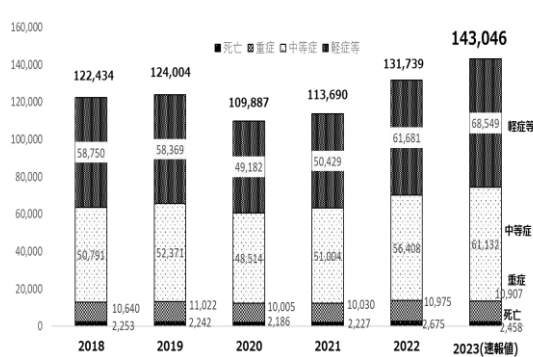
▶茨城県では重篤な救急患者の受入れなど、大病院が本来の役割を果たし、本県の救急医療体制を維持するため、救急車で搬送された方のうち、**救急車要請時の緊急性が認められない場合は、下記の対象病院において選定療養費を徴収いたします。**

※救急車による搬送が必要な緊急性のある症状については、引き続き、選定療養費を徴収しますので、緊急の場合は、これまで通りためらわずに救急車を要請してください。

選定療養費とは

▶医療機関はその機能・規模により地域で担う役割が異なりますが、「とりえず大病院を受診」という傾向になりやすく、一部の大病院に外来患者が集中し、患者の待ち時間や勤務医の外来負担等の増加が課題となっていました。

▶このため、平成28年度(2016年度)から、紹介状を持たずに大病院を受診する場合には、一定の負担(選定療養費)を患者に求めることが義務化されました。



Q & A

Q 1 茨城県の救急医療の現状を教えてください。

A 1 近年、救急搬送件数は増加傾向にあり、その6割以上が大病院に集中し、うち約半数は軽症患者が占め、中には緊急性の低いケースも見受けられます。今後、救急医療現場の更なるひっ迫が進めば、真に救急医療を必要とする方へ医療を提供できなくなる事態も懸念されます。

Q 2 緊急性が低いと思われる場合は、どのように医療機関を受診すべきですか？

A 2 とりえず救急車を呼ぶのではなく、まずはかかりつけ医や地域の診療所等の一般外来を通常の診療時間に受診してください。必要な場合には、かかりつけ医等が大きな病院を紹介します。医療機関の役割に応じた適正受診にご理解・ご協力をお願いします。

Q 3 緊急性が低い場合は、救急車で搬送してもらえないのですか？

A 3 救急隊は、患者から搬送を拒否された場合を除き、搬送することとされています。

Q 4 救急車を呼ぶべきか判断に迷う場合は、どうしたらよいですか？

A 4 判断に迷う場合は「茨城県救急電話相談」へご相談ください。おとな(15歳以上)の相談は#7119に、子ども(15歳未満)の相談は#8000に電話をお掛けください。

Q 5 救急車を有料化することですか？

A 5 救急車の有料化ではありません。既存の選定療養費制度の運用を見直し、救急車で搬送された方のうち、救急車要請時の緊急性が認められない場合には、対象病院において選定療養費をお支払いいただくものです。

Q 6 どうして選定療養費を払うのですか？

A 6 紹介状を持たずに大病院を受診する場合には、選定療養費の支払いを求められることが国の法律等に基づき定められています。

本県では、令和6年(2024年)12月2日から、救急車で搬送された方についても、救急車要請時の緊急性が認められない場合には、これと同様に選定療養費をお支払いいただきます。

Q 7 選定療養費がかからない医療機関へ搬送するよう救急隊に頼むことはできますか？

A 7 できません。一刻を争う救急の現場では、救急隊は、患者の症状とそれに対応可能な医療機関の受入状況に応じて、搬送先を適切に選定することとなります。

Q 8 茨城県民でなくても徴収対象になりますか？

A 8 茨城県内の対象病院に救急車で搬送され、救急車要請時の緊急性が認められない場合には、徴収の対象になります。

茨城県小児救急医療啓発サイト
こどもの救急手引き

子どもの病気やけがは突然やってきます。「こどもの救急手引き」は病院への受診の必要性や対処の方法など適切な情報が簡単に見つかるホームページです。ぜひご活用ください。

お近くの医療機関をお探しの際は...

医療機関・薬局の検索システム
厚生労働省

医療情報ネット

医療情報ネットは、診療日や診療科目といった一般的な情報に加え、対応可能な疾患・治療内容、提供しているサービスなどさまざまな情報から、全国の医療機関・薬局を検索することのできるシステムです。

全国どこからでも、
どんなときも、
かかりたい医療機関・
薬局がみつかります！



【担当課】

茨城県 保健医療部 医療局 医療政策課 電話番号:029-301-2689

【月～金 8時30分～正午、13時～17時15分(土日祝日、年末年始除く)】

メールアドレス:iryo1@pref.ibaraki.lg.jp

救急搬送における選定療養費が徴収される目安

- ◆救急車で搬送された際の選定療養費は、入院の有無や軽症かどうかではなく、救急車要請時の緊急性が認められない場合に対象病院において徴収されます。
- ◆例えば、熱中症、小児の熱性けいれん、てんかん発作などの症状は、病院到着時に改善し、結果として「軽症」と診断された場合でも、救急車を呼んだ時点での緊急性が認められるケースに該当するため、徴収の対象とはなりません。

救急車要請時の緊急性が認められない可能性がある主な事例

◆次の症状で医療機関にかかるときは、「とりあえず救急車」でなく、かかりつけ医や地域の診療所などを、通常の診療時間に受診してください。急いで受診するべきか迷った場合は、下記の救急電話相談へご相談ください。

ア 明らかに緊急性が認められない症状

- ①軽い切り傷のみ
- ②軽い擦り傷のみ

イ 緊急性が低い症状

- ①微熱のみ（37.4℃以下）
- ②虫に刺されたり、かまれたりした部分が赤くなり痛いのみで、全身のショック症状（じんましん等）は見られない
- ③風邪の症状のみ
- ④打撲のみ
- ⑤慢性的なまたは 数日前からの歯痛
- ⑥慢性的なまたは 数日前からの腰痛
- ⑦便秘のみ
- ⑧何日も症状が続いていて、特に悪化したわけではない
- ⑨何となく体調が悪い、頭が重い、イライラするといった症状のみ
- ⑩眠れないのみ

救急車要請時の緊急性がある と判断される可能性が高い主な事例

◆次の症状が見られたときは、ためらわずに救急車を呼んでください。

《15歳以上》

- ①物を喉に詰まらせて、呼吸が苦しい
- ②急な息切れ、呼吸困難
- ③顔色が明らかに悪い
- ④急に便に血が混ざりだした、急に真っ黒い便が出た
- ⑤意識の障害（返事がない、様子がおかしい、もうろうとしている）
- ⑥けいれんが止まらない
- ⑦支え無しで立てないぐらいに、ふらつく
- ⑧突然、周りが二重に見える
- ⑨ろれつが回りにくく、うまく話せない
- ⑩顔半分が動きにくい
- ⑪突然の顔や手足のしびれ
- ⑫大量の出血を伴うけが
- ⑬広範囲のやけど
- ⑭虫に刺されて、全身にじんましんが出て、顔色が悪い
- ⑮転んだり転落、交通事故で強い衝撃を受けた
- ⑯血を吐く
- ⑰突然の高熱
- ⑱突然の激しい頭痛
- ⑲胸や背中の中の突然の激痛
- ⑳突然の激しい腹痛



《15歳未満》

- ①物を喉に詰まらせて、呼吸が苦しい
- ②激しいせき、ゼーゼーして呼吸が苦しそう
- ③15秒以上の無呼吸がある
- ④唇の色が紫、顔色が青白い
- ⑤全身が青くなっている
- ⑥頭を強くぶつけて、出血が止まらない、吐いている、顔色が悪い
- ⑦急に便に血が混ざりだした、急に真っ黒い便が出た
- ⑧意識の障害（返事がない、様子がおかしい、もうろうとしている）
- ⑨けいれんが止まらない、一度止まっても24時間以内に2回繰り返す
- ⑩手足が硬直している
- ⑪刺激しても反応が鈍い、眠ってばかりいる
- ⑫意味不明の言動がある、異様に興奮している
- ⑬大量の出血を伴うけが
- ⑭広範囲のやけど
- ⑮虫に刺されて全身にじんましんが出て、顔色が悪い
- ⑯転んだり転落、交通事故で強い衝撃を受けた
- ⑰突然の激しい腹痛
- ⑱繰り返し吐く
- ⑲保護者から見て、いつもと違う、様子がおかしい



急な病気やケガで救急車を呼ぶが迷ったら…

茨城県 救急電話相談

※茨城県外にお住まいの方は、それぞれの県や市町村が運営する相談窓口をご確認ください。

相談受付 24時間365日 [相談無料] 通話料は利用者負担

おとな救急電話相談（15歳以上） 子ども救急電話相談（15歳未満）

7 1 1 9 # 8 0 0 0

上記でつながらない場合 050-5445-2856